改正案

現行

附則

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若 しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所 得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条 の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金 額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額 並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額 (租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若 しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3 第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項 又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適 用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額 から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控 除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第3 14条の2第2項 | と、「及び山林所得金額の合計額(| とある のは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金 額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあ るのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に

附則

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若 しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所 得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条 の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金 額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額 並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額 (租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若 しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3 第1項、第35条第1項、第35条の2第1項 又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適 用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額 から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控 除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第3 14条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とある のは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金 額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあ るのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に

規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「、第35条の2第1項______

_______又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。